

会員の処分について

(令和6年5月1日現在)

1. 大阪府社会保険労務士会の処分

①社会保険労務士法第25条の30(会則を守る義務)、大阪府社会保険労務士会会則第44条(会則等の遵守)、及び同会則第62条(会費の納入)の規定の義務違反。

支部	種別	登録番号(会員番号)	氏名	処分日	処分内容
大阪東支部	勤務等	27080246(8631)	大石小百合	H24.7.26	会員権停止(H24.7.27~)※
				R4.9.27	退会勧告
大阪西支部	勤務等	28990034(11834)	楠本晃久	H27.11.27	会員権停止(H27.11.28~)※
				R4.9.27	退会勧告
大阪北摂支部	開業	27980086(622)	武田貴信	R3.1.22	会員権停止(R3.1.23~)※
				R4.9.27	退会勧告
大阪東支部	開業	27940025(2645)	山田寿	R4.9.27	会員権停止(R4.9.28~)※
					退会勧告
大阪中央支部	開業	27090011(3167)	吉元正士	R4.9.27	会員権停止(R4.9.28~)※
					退会勧告
大阪南支部	勤務等	39100006(21493)	谷内豊	R4.9.27	会員権停止(R4.9.28~)※
					退会勧告
大阪北東支部	開業	27090169(12114)	石塚育子	R5.10.19	会員権停止(R5.10.20~)※

※会員権停止期間は、処分日以降に発生した未納会費も含めて、全額の納入が確認できるまで。

2. 厚生労働省の処分

①社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号(会員番号)	氏名	処分日	処分内容
大阪西支部	開業	25110016(20991)	吉竹延禎	R4.3.4	業務停止 1年(R4.3.4~R5.3.3)

②社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号(会員番号)	氏名	処分日	処分内容
大阪東支部	開業	27120233(20441)	長野真士	R6.2.23	業務停止 1年(R6.2.23~R7.2.22)

③社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号(会員番号)	氏名	処分日	処分内容
大阪いずみ支部	開業	27120231(20439)	井上裕介	R6.3.1	業務停止 1年(R6.3.1~R7.2.28)

④社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号(会員番号)	氏名	処分日	処分内容
大阪いずみ支部	開業	27830586(7604)	永本忠久	R6.3.2	業務停止 1年(R6.3.2~R7.3.1)

⑤社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号(会員番号)	氏名	処分日	処分内容
大阪西支部	開業	27040105(11590)	本田忠行	R5.3.25	失格処分

社会保険労務士に対する苦情につきましては下記までご相談ください。

【連絡先】大阪府社会保険労務士会苦情相談窓口 ☎06-4800-8188